

# 公益財団法人知床自然大学院大学設立財団 寄附金等取扱規則

(目的)

- 第1条** この規則は、公益財団法人知床自然大学院大学設立財団（以下「当財団」という。）が寄附者から金銭又はその他の財産（以下「寄附金等」という。）の寄附を受ける場合の取扱いについて定め、もって財産の適正な管理等に資することを目的とする。
- 2 前項の寄附等には「現物寄附」を含むものとする。

(寄附金等の種類)

- 第2条** 当財団が受け入れることのできる寄附金等は一般寄附金と特定寄附金の2種類とする。
- ①一般寄附金とは、寄附者が用途を特定せずに寄附した寄附金等をいう。  
②特定寄附金とは、寄附者が用途を特定して寄附した寄附金等をいう。
- 2 当財団が受入れる賛助会費は一般寄附金と同等に取扱う。その他の事項については賛助会員規程に定めるところによる。
- 3 特定寄附金には、当財団の目的である「知床自然大学院大学」の設立・設置・誘致のための資金（「大学院設立資金」という）として用途を指定された寄附金を含む。
- 4 第1項に規定する以外の寄附金等の申し入れがあった場合は、代表理事に取扱いを一任する。但し、会計上重要な財産等に該当する場合は、代表理事はその取扱いを理事会に諮らなければならない。

(受入基準)

- 第3条** 第2条の寄附金等が、以下の各号のいずれかに該当する場合もしくはそのおそれがある場合には、当該寄附金等を辞退しなければならない。
- ①国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「公益認定法」という）第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄付により、特別の利益を受ける場合  
②寄附者がその寄付をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合  
③寄附金の受入れに起因して、この法人に著しく資金負担が生ずる場合  
④当財団の業務の遂行上支障があると認められる場合  
⑤当財団が受入れるには社会通念上不相当と認められる場合
- 2 現物寄附は、当財団が必要とする資産価値を有するものに限るものとし、その

受入に際して当財団の資金負担及び業務負担が発生する場合には、受入を拒否できるものとする。

(寄附金等取扱)

- 第4条 寄附の申入れ或いは寄附金の入金があった場合には、当該寄附者に連絡するとともに、書面により寄附金申込書をいただくものとする。
- 2 前項の書面には、寄附者の氏名（法人名称）、住所、連絡先、寄附金等の金額と内容、その他必要と思われる事項を記載していただく。
  - 3 寄附金等を受領したときは寄附者に対し受領書を発行するとともに、当財団として適宜な方法により感謝の意思表示を行うものとする。但し、受入れた寄附金が3000円未満である金銭の場合、及び寄附者が不要との意思表示をした場合には、その発行を省略することができる。
  - 4 前項の受領書には、当財団への寄附金等である旨、寄附金額（現物寄附の場合にはその内容と数量等）、及び受領年月日、税制優遇に関する事項を記載しなければならない。

(本人確認が困難な寄附の取扱い及び手続き)

- 第5条 前条に関わらず、匿名或いは氏名住所等が不明の寄附金の入金があった場合には、第2条第1項第1号の寄附金として取扱い、前条第5項の受領証は発行しなくてもよい。但し、会計上重要な金額や財産の場合には、代表理事が取扱を決め、理事会に報告するものとする。

(寄附金の使用及び取崩し)

- 第6条 寄附金を使用或いは取崩す場合には、以下のようしなければならない。
- ①一般寄附金は50%を超える額を公益目的事業費として使用しなければならない。
  - ②特定寄附金は寄附者の指定した用途以外の使用はできない。また「大学院設立資金」は公益認定法施行規則第22条第3項第6号（以下、「6号財産」という）として取扱い、その使用と取崩しは以下のものに限り、その実施に際して当該年度の事業計画及び収支予算に計上されていない場合で、会計上重要な支出に関しては理事会の承認を得なければならない。
    - 1) 当財団の目的である大学院大学の運営を担う学校法人への寄附金支出
    - 2) 学校法人設立前に用地・建物等施設・研究機材・図書等の取得が必要な場合にはそれらの購入、およびその維持管理費用
    - 3) 大学院を設置する学校法人等の設立・設置・誘致、及びその運営（準備を含む）に直接関わる費用

(寄附金の事務処理手続)

第7条 寄附金を当財団の基本財産として扱う場合には、理事会及び評議員会の決議を得なければならない。

2 基本財産としての寄附金の運用益は、当財団の公益目的事業に使用する。

(現物寄附の事務処理手続)

第8条 現物寄附については、第3条の受入基準及び第2条の寄附金の種類と照らし合わせて慎重に取扱わなければならない。また、会計上重要性の低い寄附を除き、適切な会計処理をもって資産計上し、財産管理台帳に記載しなければならない。

2 寄附された固定資産を基本財産とする場合には、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

3 固定資産で登記を要するものについては、寄附者の協力を得て必要な登記をしなければならない。

(情報公開)

第9条 当財団が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第10条 寄附者に関する個人情報については、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(改廃)

第11条 この規則の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、寄附金等に関して必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て別に定める。

<附 則>

1. この規則は、平成26年3月23日から施行する。

以 上